

## 駐車場再編事業アドバイザリー業務委託 プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「駐車場再編事業アドバイザリー業務委託（令和7年度～令和9年度）」の受託候補者の選定にあたり、プロポーザル方式により決定するための必要な事項について定めるものである。

### (プロポーザルに参加する者)

第2条 駐車場再編事業アドバイザリー業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する者は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に公告日時点で下記のいずれかの「業種分類」で登録されていること。
  - ・土木関係建設コンサルタント 都市計画及び地方計画
  - ・物品業務委託 計画策定・コンサルティング
- (3) 伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立がなされている場合にあっては、伊勢市競争入札参加の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 伊勢市暴力団排除条例第8条の規定に該当するものではないこと。
- (6) 平成27年度以降に地方公共団体が発注したPPP/PFI等導入可能性調査業務又はPPP/PFI等事業に係るアドバイザリー業務の元請の履行実績があること。
- (7) 利益相反の観点から、本業務の受託者（再委託又は下請け等の者を含む。）は、本業務の対象となる施設等の整備等の事業者の選定に応募又は参画すること及び応募又は参画しようとする民間事業者のアドバイザーとなることができないものとする。また、本業務の受託者と、資本・人事面において関連があると認められる者も同様とする。

### (プロポーザル参加仕様書)

第3条 参加する者に対するプロポーザルの仕様については、**資料1**のとおりとする。

### (選定業務)

第4条 選定に係る業務は、駐車場再編事業アドバイザリー業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(選定委員会の組織運営)

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は、5名とする。
- (2) 委員会は、定数の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (4) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- (5) 委員長は、委員会を招集し、統括する。
- (6) 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (7) 委員長及び副委員長にともに事故があるとき又は欠けたときは、交通政策課長が委員会を招集して委員に諮り、その回のみ臨時委員長を互選するものとする。

(プロポーザル実施日程)

第6条 プロポーザルの実施日程は、資料2のとおりとする。

(庶務)

第7条 プロポーザルの実施に係る庶務は、都市整備部交通政策課が行う。